

福崎町文化

第29号 平成25年3月1日 兵庫県神崎郡福崎町福田176の1 福崎町文化センター発行

大正十四年三月五日に

弟柳田國男が来て

話のついでに云ふには

播磨風土記の研究は

文学・史学・地理学に亘る為

頗困難であるが（中略）

是非やっつて御覧なさい

と云うた

井上通泰著

「播磨国風土記新考」より

播磨国風土記の地名が語る古代の神崎郡

近大姫路大学 松下正和



はじめに

今年(ふたご)は風土記(ふどき)編纂(へんさん)が命(めい)じられて一三〇〇年(いつさんじゅうねん)という節目(ふしむ)の年(とし)にあたる。風土記(ふどき)とは和銅(わどう)六年(ろくにん)（七一三）の官命(くわんめい)に應(こた)え、地方(ちほう)の各(ご)国府(こくふ)にて編纂(へんさん)された報告書(ほうこくしょ)であり、内容(りよう)としては地誌(ちし)といつてよいであろう。現存(げんぞん)するものは、後世(ごせい)に出来(き)た別の書物(しょぶつ)に部分的(ぶつてき)に引用(りよう)された「風土記逸文(ふどきいつぶん)」を除(のぞ)き、播磨(はりま)をはじめ(はじめ)として常陸(ひたち)・出雲(いずみ)・豊後(ぶんご)・肥前(ひぜん)のあわせて五カ国(ごこく)分(ぶん)しかない。このように風土記(ふどき)の残存(ざんぞん)状況(じょうきょう)はよくないのであるが、幸(さい)いなことに播磨(はりま)国風土記(こくふどき)の写本(しゃほん)が残(のこ)されてお(お)り、播磨(はりま)の古代史(こくたいし)を研究(けんきゅう)する上で貴重(きじゆう)な情報(じほう)をもたらし(と)してくれる。また、福崎(ふくさき)町の生(な)んだ巨人(きょじん)、柳田(やなぎた)國男(くにお)の兄(あに)である井上(いのうえ)通泰(とんたい)は、医者(いしや)・歌人(か)としてよく知(し)られてい(い)るところではあるが、実(じつ)は古代史(こくたいし)研究者(けんきゅうしや)の間(ま)で

は風土記(ふどき)研究者(けんきゅうしや)としての側面(そくめん)が注目(ちゅうむ)されてきた。現在の風土記(ふどき)注釈書(しゆしやくしょ)においても、井上(いのうえ)通泰(とんたい)の研究(けんきゅう)がもた(も)な(な)っているといつても過言(かごん)ではない。播磨(はりま)国風土記(こくふどき)の研究(けんきゅう)においてもそ(そ)うであ(であ)つて、井上(いのうえ)通泰(とんたい)の研究(けんきゅう)は、播磨(はりま)国風土記(こくふどき)研究(けんきゅう)のバイブル(バイブル)的存在(そんざい)であるといえ(い)よう。

よつて本稿(ほんこう)では、播磨(はりま)国風土記(こくふどき)の神前(かみまへ)郡条(ぐんじょう)のうち福崎(ふくさき)町域(ちやういき)を中心(ちゆうしん)として、井上(いのうえ)通泰(とんたい)の風土記(ふどき)研究(けんきゅう)の成果(こんこ)や現在(げんざい)での評価(ひやうか)にもふれ(ふ)れながら、今(いま)も福崎(ふくさき)町内(ちやううち)に残(のこ)る風土記(ふどき)地名(ちやうめい)について紹介(せうかい)してみたい。

1、播磨国風土記について

前述(ぜんじゆ)のように、風土記(ふどき)とは和銅(わどう)六年(ろくにん)（七一三）に、朝廷(てうてい)から作成(さくせい)・提出(ていしゆ)が命(めい)じられた国別(こくべつ)の地誌(ちし)である(「続日本紀(しよくにほんぎ)」同年(ごねん)五月(ごご)甲子(か)子(す)条(じょう)）。風土記(ふどき)によく見(み)られる誤解(ごかい)の一つ(ひとつ)として、和銅(わどう)六年(ろくにん)に風土記(ふどき)が成立(りやうせい)したとするもの(もの)であるが、実(じつ)際は和銅(わどう)六年(ろくにん)に編纂(へんさん)を命(めい)じたのであ(あ)つて、風土記(ふどき)の成立(りやうせい)時期(じき)は国(くに)によつて違(ちが)いがあ(あ)つたよ

うである。播磨(はりま)の場合(ばあひ)は、七一五年(ごひちいちごねん)から七一七年(ごひちいちごねん)頃に施行(しんじゆ)されていた地方(ちほう)制度(せいど)である「国郡里(こくぐんり)」制(せい)にもとづ(づ)く地名表記(ちやうめいひょうき)（「里(り)」名(な)）が見(み)られることから、播磨(はりま)国風土記(こくふどき)は和銅(わどう)六年(ろくにん)の命(めい)を受けて間(ま)もない時期(じき)に作成(さくせい)された(ら)と考(かん)えられてい(い)る。とす(す)れば、播磨(はりま)国風土記(こくふどき)は現存(げんぞん)風土記(ふどき)の中(なか)で、最古(さいこ)の様式(じやうしき)を持つ(も)つものとなる。

風土記(ふどき)に關(かん)して見(み)られるもう一つ(ひとつ)の誤解(ごかい)は、風土記(ふどき)が書物(しょぶつ)であるとい(い)うものである。しかし、当初(ちゆうしゆ)は「風土記(ふどき)」とい(い)う書物(しょぶつ)ではなく、地方(ちほう)の各(ご)国府(こくふ)で編纂(へんさん)され朝廷(てうてい)に提出(ていしゆ)された報告書(ほうこくしょ)の体裁(たいさい)をとつていた(ら)ようである。その証(しやう)拠(きょ)として、常陸(ひたち)国風土記(こくふどき)の冒頭部(ぼうとうぶ)では「常陸(ひたち)国(こく)司解(しげ)し申(まう)す、古老(こらう)の相(あ)ひ伝(つた)へたる旧聞(きうもん)の事(こと)」（原漢文(げんかんぶん)、以下(いげ)史料(しりょう)引用(りよう)は全(ぜん)て書き下(か)しする）とある(ら)のが注(ちゅう)目(め)される。「解(げ)」とい(い)うのは、国府(こくふ)などの諸官庁(しよくわんてい)から上級(じやうきゆう)官庁(くわんてい)あるいは太政官(たいてい)へ上(あ)がる公文書(くわんぶんしょ)の様式(じやうしき)である。日本(にっぽん)にお(お)いて風土記(ふどき)とい(い)う名称(めいせう)が登場(ていじやう)するのは、平安(へいあん)中期(ちゆうき)の学者(がくしや)三善清行(みやのよしかよ)が延喜(えんぎ)十四年(じよんじゆ)（九一四）に醍醐(だいご)天皇(てんかう)へ提出(ていしゆ)した政治意見書(せいじいけんしゆ)である「意見封事(いけんふうじ)十二箇(じふにかん)条(じょう)」が最(さい)初(しゆ)であるとい(い)われてお(お)り、平安(へいあん)時代(じだい)にまで待(まち)たねばなら(ら)ないよ(よ)うである。

従(したが)つて和銅(わどう)六年(ろくにん)の官命(くわんめい)にも「風土記(ふどき)」を編纂(へんさん)せよとの文言(もんごう)はみ(み)あた(ら)ない。朝廷(てうてい)から要請(ようせい)された記述(きじゆ)項目(こうむ)は、①郡郷(ぐんきやう)の地名(ちやうめい)の好字(こうじ)（めでたい字(じ)）への改正(こうせい)、②郡内(ぐんうち)物産(ぶつさん)の目録(もくろく)、③土地(ち)の肥沃(ひよく)状態(じやうたい)、④山川(さんせん)原野(げんや)等の名称(めいせう)由来(ゆらい)、⑤古老(こらう)らが伝(つた)える旧聞(きうもん)異事(いじ)（伝承(でんせう)）についてであ(あ)つた。土地(ち)の物産(ぶつさん)や肥沃(ひよく)度を調査(てうさ)するのは、税収(ぜいしゆ)確保(くわほ)とい(い)う現実(げんじつ)的な意味(い)もあ(あ)つたのであ(であ)ろうが、本稿(ほんこう)で注(ちゅう)目(め)したいのは、朝廷(てうてい)による地名(ちやうめい)由来(ゆらい)の把握(はくわく)とい(い)う点(てん)である。それ(それ)は、古代(こくたい)王權(わうけん)に(に)とつて、王(わう)が土地(ち)の由来(ゆらい)を「知(し)る」とい(い)うことは、「治(ち)る」こと(こと)、すなわ(わ)ち統治(てうち)すること(こと)に(に)つなが(な)るから(か)らであ(であ)つた。

現在(げんざい)伝(つた)わる播磨(はりま)国風土記(こくふどき)は、残念(ざんねん)ながら巻首(まきくび)と赤石(あかし)・赤穂(あこう)両郡(りやうぐん)、賀古(かこ)郡(ぐん)の冒頭部(ぼうとうぶ)の記述(きじゆ)が欠損(けつそん)して(い)るが、賀古(かこ)郡(ぐん)以下(いげ)神前(かみまへ)郡(ぐん)も含(こ)め計(けい)一〇郡(ぐん)の記述(きじゆ)が記載(きざい)されて(い)る(た)だし赤石(あかし)郡(ぐん)は逸文(いつぶん)あり)。記事(きじ)の配列(はいれつ)のあり方(ありかた)から、整理(せいり)編纂(へんさん)が未(み)完了(りやうせい)で、中央(ちゆうがう)に提出(ていしゆ)した報告書(ほうこくしょ)の正文(せいぶん)ではな(な)く、播磨(はりま)国府(こくふ)に残(のこ)された未(み)完成(りやうせい)の草稿(さうこう)を書(か)き写(し)した写本(しゃほん)と考(かん)えられて(い)る。京都(きよと)の公家(くわが)、三条(さんじょう)西家(さいけ)の文庫(ぶんこ)に伝(つた)えられて(い)たこの写本(しゃほん)は、平安(へいあん)期(き)に書(か)き写(し)された(ら)と考(かん)えられ、現在(げんざい)天理(てんり)

大学附属天理図書館の所蔵(国宝)となっており、良質の写本としては唯一のものとなっている。『天理図書館善本和書之部第一巻古代史籍集』(八木書店、一九七二年)で写真版を見ることが出来る。

播磨国風土記の研究は、嘉永五年(一八五二)に国学者の谷森善臣が三条西家の写本を筆写したのを始まりとみてよいだろうが、敷田年治『標注播磨風土記』(玄同社、一八八七年)や栗田寛『標注古風土記』(大日本図書、一八九九年)など本格的な研究が進んだのは明治以降である。その中でも画期となるのが、井上通泰の『播磨国風土記新考』(大岡山書店、一九三一年)であろう。通泰が播磨に住んでいた期間自体は短かったものの、大正一四年(一九二五)三月五日、弟の柳田國男が訪ねて来て話しのついでに「播磨風土記の研究は文学・史学・地理学に亘る為頗困難であるが、あなたは幸国文・国史を兼修せられて居る上に播州の産で地理の研究にも便宜があるから是非やつて御覧なさい」と風土記研究を勧められたという。ちょうど『万葉集新考』を執筆している最中で毎日早朝から診療に従事し夕方に帰宅して執筆するのは夜間ばかりという

時間の乏しさに苦しんでいる時であったから、ひとたびは「思遣の無い事を云ふよ」と思ったと述懐している。ただ、万葉集新考を完成した後は安心して急に衰えることを恐れ、気を張らせようとしてわざと新考完成以前にこの話しを持ち出したのだと悟った通泰は、風土記研究にも挑戦しようと思いを決したとある(『播磨国風土記新考』後記一)。

以下では播磨国風土記の神前郡条のうち福崎町域を中心として、井上通泰の風土記研究の成果をふまえて、今も福崎町内に残る風土記地名について具体的に見てみよう。

2、神前郡のいわれ

神前郡のシンボル神前山
奈良時代の地方行政組織は、国・

郡・里(後に郷と改称)からなっている。奈良時代の播磨国には、赤石・賀古・印南・飾磨・揖保・赤穂・讃容・宍禾・神前・託賀・賀毛・美囊の一二郡が存在した。福崎町域の人々はこの時期、播磨国の神前郡の管轄下におかれることとなった。

播磨国風土記によれば、神前郡には当時望岡・川辺・高岡・多駝・蔭山の部的六里があった。人々の暮らしにもっとも近い組織が里である。里は、七世紀中葉に創出された五十戸の制度に由来し、七世紀末の天武朝末年から持統朝初年にかけて「五十戸」という表記を改めて「里」としたものであることが、近年の七世紀木簡の増大により判明している。一方、播磨国風土記にみえる里名の変更記事は、庚寅年(六九〇年)に



出典：平成24年度特別展図録
「播磨国風土記～いにしへの福崎地名探訪～」
(歴史民俗資料館)

集中している。この年は庚寅年籍とよばれる戸籍が作成された年にあたり、戸を単位として人々を戸籍に登録することと、里の編成作業が対応していたということがうかがえる。また里は五〇戸よりなり、一つの里には二、三の村を含んでいるといわれている。さらには戸の編成は、一つの戸から一人の兵士を徴発できるように調整するのが目的といわれることから、里はあくまでも人為的な組織であり、村などの自然な人の集まりとは異なるものであった。

古代の神前郡の範囲は、北限の望岡里に生野を含むことから、北に展開していたようである。市川の上流部より南を神崎郡と考えれば合理的な範囲でもある。福崎町域に相当するのは、川辺里の南側(旧田原村付近)、高岡里(旧福崎村付近)、多駝里の北側(旧八千種村付近)とみてよいだろう。

承平年間(九三一～九三八)に成立したとされ、日本で最古の百科事典といわれる『倭名類聚抄』では神崎郡内に埴岡・蔭山・川辺・的部の四郷が記され、高岡・多駝の二里が消滅しているかわりに、新たに槻田郷の名が見える。在地における新たな村落形成の動向の中で周辺の里と

ともに新たな郷に再編されたのであろう。福崎町内における里から郷への変化の要因や実像については、七世紀以降の集落跡の発掘調査成果と合わせながら検討する必要があるのが今後の課題としたい。その後は、平安時代後期に市川を境にして神東・神西の二郡に分離し、明治二九年（一八九六）の郡制施行により両郡が合併して神崎郡が成立する。

播磨国風土記神前郡条によれば、神前郡の地名は、伊和大神の子で建石敷命が山使村の神前山に鎮座することによって由来するという。つまり、カムサキ（カンザキ）という地名由来、郡名由来にとって神前山は重要なものと考えられていた。神前山の比定地については、井上通泰が吉田東伍著『大日本地名辞書』の「鶴居村大字神前の神前山」説を誤りとし、「福崎町大字山崎の山にて、一名を山崎山又千束山」であるとしたのは、地元出身者である通泰の卓見であった。神前山の南麓に二之宮神社（俗に山崎明神）があり、福崎駅の北にみえる森こそが建石敷命の「御座」（鎮座地）であるとした。なお現在地元では、「建石敷命」を「たていわしきのみこと」と呼んでおられるが、記紀神話で有名なヤマトタケルノミ

コトが『古事記』では「倭建命」と記載されていることなどから、古代では「たけいわしきのみこと」と呼ばれていた可能性が高い。

南麓に二之宮神社を擁する神前山の山頂には磐座（巨石）があり、おそらくは建石敷命の依代であり、二之宮神社の社地自体はもととその遙拝所の意味を持っていたのではないだろうか。『兵庫県神社誌』（兵庫県神職会、一九三八年）所収の「神社調査」には同社の祭神として建石敷命を挙げている。宍粟市一宮町伊和神社に鎮座する伊和大神は巨石信仰を持つ集団が奉斎する神であると考えられるため、その御子神である建石敷命の依代と考えられる巨石が二之宮神社の北側の神前山に存在するのはとても興味深い。神前郡を南北に見渡すことのできる神前山からの眺望は、神前山が神前郡の中心地であることを示すのに十分である。現在その磐座は注連縄で飾られ、道中の登山道も昨年に整備され以前よりも登りやすくなった。神前郡の地名由来ともなった神前山に是非立ち寄りいただきたい。

神前山のある付近一帯は山崎と呼ばれる地域であり、近世では山崎村、中世には『播磨国内神明帳』の神崎

郡十二社中に山崎明神の存在がみえるため、風土記にみえる「山使村」は「山崎村」の写し間違いの可能性がある。また、鎌谷木三次氏によれば、二之宮神社内の撰社「山寄明神」（祭神はウガノミタマ）も、山崎明神が後に誤って（「崎」寄）の字が「寄」として）伝えられたものであるという。高岡荘（郷）の二宮で中世にまで遡る可能性が高く、文明年間（一四六九―一八七）に二之宮神社が高岡字塩田から現在地に遷祀された際に、山崎明神が二之宮神社の下に位置づけられたという。ただ、私自身は二之宮神社内に撰社としての「山寄明神」を確認するにいたっていない。地元の皆さんからの情報をお寄せいただきたい。



神前山の巨石

さて、神前山に鎮座するという建石敷命には、巨石信仰集団の奉斎神の一面とともに、「荒ぶる神」の一面も有していると思われる。坂江涉氏によれば、神前・神崎（カンザキ）という地名に関わる神は、一般に交通妨害神としての「荒ぶる神」の性格があるという。例えば、播磨国風土記賀古郡粟々里舟引原条には「昔、神前村に荒ぶる神ありて、毎に行く人の舟を半ば留めた」ので、往來の船は印南の大津江（加古川河口部）に留まり、川を遡って賀意理多谷より引き出して赤石郡林潮（明石市林）まで船をくだすのが常であった、とある。一般に海や川などの水辺、内陸部の往來路などに向けて、山や長い尾根の先端が突出するような地形（崎や岬）のあたりは、水の流れが速く複雑であったり、尾根上や谷筋から吹き付ける風が激しかったりするところが多い。そこを通過する人間にとっては恐ろしく、危険な箇所であったと考えられる。そのような場所における自然や地形環境への畏怖そのものが、各地の「神前（神崎）」の地における、荒ぶる神の伝承形成につながったのであろう、と坂江氏は指摘する。思えば、神前山（千束山）のある場所も、市川にせまり、

南北を貫く交通路（市川西岸沿いの「但馬道」、県道405号甘地福崎線）が狭くなる箇所であった。この点にかかわって、柳田國男も「センゾクという所」という一文において重要な指摘をしている。

播州でも、辻川の少し北にあたる山崎というあたり、市川の流れに山裾の崖がせまるところが、洗足とよばれていた。今は千束と書いている。暗夜などにあの崖の下の川っぶちに沿った狭い道を歩いてみると、崖の上の方から大きな足が出て、通る人の頭越しに川の水で足を洗うという話が伝わっており、それで洗足というのだと、土地の人は知っている。

またこの点に関連して注目したいのは、二之宮神社東殿の祭神に坂戸神が鎮座していることである。前述の『兵庫県神社誌』にも二之宮神社の祭神は大年神・坂戸神とある。建石敷命の鎮座する神前山の北麓には今も「坂戸」の地名がある（市川町）。古市晃氏によれば、「サカト」という地名には、坂の前に戸（門）があるような状態をいい、坂にさしかかる手前の平地の意味があるという。しばしば土地の境界となる場所であり、神が祀られることも多かった。このように、古代の人々は交通の難

所であった千束付近を無事通過できるように、地元で建石敷命を祀る祭をおこなっていたのであろう。荒ぶる神「建石敷命」を奉斎する集団による神前郡支配、他地域勢力からの防衛などの過去の伝承が、荒ぶる神「建石敷命」として神話的に表現されたといえよう。いずれにせよ、建石敷命は神前郡開拓のシンボルの存在だったのであろう。

3、高岡里

神々しい山々に抱かれた里

高岡里条には、地名由来となった「高き岡」、神前山、奈具佐山（七種山）という地名が登場する。風土記の記述によれば、高岡里の範囲は神前山と七種山を含む一帯となる。市川の西岸、福崎町高岡が遺称地である。中世には鎌倉期から南北朝期にかけて「高岡荘」があった。

高岡里の地名由来は、「此の里に高き岡有り」とだけ記し、神々などが登場するような豊かな説話はない。おそらく神前郡冒頭部で神前郡や神前山の地名起源説話が紹介されたためか、非常に淡泊な記述である。高岡里の地名由来となっている「高岡」の比定地は、里一帯を望みみることでできる位置にある山が想定され、

里の開発に関わる重要な地であり、高橋明裕氏によれば、その「岡」は、福崎町福田付近から七種川上流方向に向かつてみえる高岡に所在する秀麗な姿の標高二二五メートルの山丘ではないかと想定されている。また、奈具佐山は、現在の七種山に相当すると考えられるが、風土記はその地名由来を「其の由を知らず」として明らかにせず、また七種山の南西五〇〇メートルの山中にあり、修験道の行場であった七種滝や、七種川の右岸にある金剛城寺についても触れることはなく、ただ植生として檜が特産であることを示すのみである。

このように淡泊な記述の高岡里ではあるが、地名由来となった「高き岡」、神前山、奈具佐山が存在することから、神々しい山々に囲まれた里であったといえよう。神崎郡の地名由来ともなった神前山を含むことから、神前郡の空間認識上における高岡里の位置が相対的に高かったことを示している。

また、高橋明裕氏によれば、高岡里の展開は河岸段丘や氾濫原の開発と密接に関連するという。七種川と市川が合流する地帯は歴史時代において河川の旧流路が入り乱れ、氾濫原が広がっていた。町内においては、

福田・福崎・辻川などの前近代から続く集落及び街道は最低位の段丘面（福崎面）に立地している。古墳時代から奈良時代にかけての中心的な集落の立地は、中下位段丘面や山地裾野の扇状地にあるのに対して、それ以降は、低位段丘の福崎面上にあるという。例えば、古瓦が出土した奈良時代の寺院跡である福田無量寺跡の立地からいえることである。このように、段丘面（福崎面）の開発は「高位から低位へ」と広がっていったという。平野部よりも山丘に注目が集ったのもこのような開発の時期差に影響があるのかもしれない。

なお、筆者は、高岡里を交通の要衝として注目している。福崎・辻川から東は北条へ、西は安志・山崎へと至る東西交通と、市川右岸筋の南北交通との結節点に位置しているからである。神前山に鎮座する建石敷命が伊和大神の御子神であることから、同地と宍禾（宍粟）郡との密接なつながりも考えられる。近世国絵図の道がどこまで遡るのかは別途検証が必要であるが、播磨の元禄国絵図を参考にすれば、ルートとしては福田から高岡を経由して夢前町前之庄に抜ける板坂峠越え（県道406号田口福田線から県道407号線前之庄市

川線)か、西治から香寺町久畑に抜ける県道23号三木穴粟線沿いが想定される。

いずれにせよ、高岡里は、建石敷命(伊和大神)を奉斎する集団との関わりが考えられ、また必ずしも政治的・生産的な中心地ではなかったが、神前郡のシンボリックな中心地であったといえよう。

4、多駝里―佐伯直氏ゆかりの地

多駝里条には、邑曰野、八千軍野、梗岡という地名が登場する。八千軍野は福崎町八千種に、梗岡は姫路市船津町八幡にある「糠塚」にそれぞれ比定されており、姫路市山田町多田が多駝里の遺称地となっている。風土記の記述によれば、多駝里の範囲としては、北は八千種から南は姫路市船津町八幡や山田町多田を含む一帯となる。中世には南北朝から戦国期にかけて「八千草村」という村名があったが、近世にはみられなくなる。近代に入り、明治九年(一八七六)に、鍛冶屋・小倉・庄・余田の四カ村が合併して「八千種村」が成立した。近代に入り古代の名称が復活する事例として興味深いのが、その経緯は不明であり、今後の説明が待たれるところである。

多駝里の地名由来は、播磨国風土記神前郡多駝里条によれば、佐伯部らの始祖である阿我乃古が、応神天皇に対しこの土地を「直に(直接に)請うた」からだという。佐伯(部)

とは、ヤマト王権により移住させられた蝦夷やその末裔と称する集団である。戦闘などで捕虜となったものといわれている。播磨国内では、加古川流域の印南郡・賀古郡・美囊郡・賀毛郡、市川流域の神前郡、揖保川流域の揖保郡に、蝦夷の後裔としての佐伯と、管理者としての地方豪族である佐伯直氏が分布していることが明らかとなっている。

神前郡内では、旧大河内町にあたる大川内と湯川にそれぞれ三十人ほどの「異俗人」が住んでいることが、播磨国風土記の記述からわかる(神前郡望岡里条)。この習俗を異にする人が蝦夷を指す可能性の高いことは、弘仁六年(八一五)に成立した平安時代の諸氏族の系譜集成である『新撰姓氏録』所収の佐伯直氏の系譜伝承からいえる。それによれば、応神天皇が針間(播磨)に巡行した際に、稲背入彦命の子孫伊許自別が、当郡の瓦村(香寺町香呂にあてる説あり)の川上にいる蝦夷らを発見し、後に彼らは佐伯と改められた。また、

天皇は伊許自別に対して「宜しく汝君としてこれ(佐伯)を治むべし」と勅し、針間別佐伯直氏の名を与え、庚午年(六七〇)には佐伯直氏に改姓されたという氏族伝承である(右京皇別佐伯直条)。蝦夷の系譜を引く佐伯(部)とその管理者である佐伯直氏という氏族は、神前郡を流れる市川の中流域から上流域にかけて居を構え、その有力な根拠地の一つが望岡里からの部里の間にあったと考えられるのである。

さて、多駝里の地名起源説話に登場した、応神天皇に土地を与えてほしいと直接願い出たというアガノコは、『日本書紀』にも見える。仁徳天皇が雌鳥皇女を妃にむかえようと、単別皇子をつかわしたが、皇子は密かに皇女を妻としてしまった。怒った天皇は、播磨の佐伯直阿能胡を派遣し皇子・皇女ともども殺してしま(仁徳天皇四〇年二月条)。ところが、後に阿能胡は、仁徳の意に反し皇女が身につけていた玉まで奪っていたことが判明し、贖罪のため天皇に私地を献上することになったとある(同是年条)。なお、播磨の佐伯直氏が神前郡にも居住していたことは、賀毛郡にあった既多寺(加西市殿原廃寺と関連カ)で天平六年

(七三四)に写経された大智度論卷三十六の知識名(スボンサー)に「佐伯宜(直の誤りカ)等美女」とみえることからもうかがえる(『加西市史第一巻』)。神前郡と賀毛郡との文化的つながりもうかがえて興味深い。

佐伯直氏の職掌としては、佐伯部を率いて朝廷に軍事的に奉仕することが一般に説かれている。しかし、佐伯直氏は、軍事的奉仕の他にも、禁野(禁獵区)の管理にもたずさわっていたようである。なぜなら、佐伯直氏と佐伯部の分布状況は、禁野の所在地を包摂しているからである。ちなみに播磨国内の禁野は、神崎郡の「北河添野」「前河原」をはじめ、賀古郡・印南郡・賀茂郡にあった(『日本三代実録』元慶六年(八八二)二月二一日己未条)。

ここで、佐伯直氏や佐伯部と禁野の相関関係を示す説話を紹介してみたい。仁徳天皇が撰津の菟餓野の地で皇后とともに鹿の鳴き声を聞いて慰みとしていたところ、ある日鳴き声がしなくなった。ちょうど猪名県から食肉が贄(天皇への献上物)として貢納されてきたところから、鹿を殺したのが猪名県の佐伯部であることが判明する。そのため天皇は怒

って安芸国へ遠ざけたとするものである（『日本書紀』仁徳天皇三八年七月条）。この伝承の核となる事実としては、佐伯部が狩猟を特技とする部民であり、猪名県からの食料の貢納を日常の職務としていたという点である。ここから、王権の狩猟地としての禁野が確保され、狩猟民としての佐伯部が軍事的に配置されていたことがわかる。播磨における、佐伯直・佐伯部の分布と禁野との密接な関連は、すなわち大化前代の佐伯直氏による禁野の管理という職掌を表しているとみてよいだろう。

なお『播磨国風土記』の記述によれば、神前郡多駝里には「邑曰野」「八千軍野」がみえる。また的部里には「高野」という地名もみえる。遺称地がなく、また佐伯氏との関連がうかがえないため、『日本三代実録』にみえる神崎郡の「北河添野」「前河原」の比定地は残念ながら明確に示すことができない。しかし、高橋明裕氏の研究によれば、神崎郡のような山間を河川が谷地形を形成している地域では、禁猟区とされたのは「添」や「河原」と称されるような河川氾濫原とみるべき、つまり市川氾濫原の「野」「河原」を想定すべきという。候補地としては、福

崎から福岡新、西治、高橋、南田原、姫路市船津の一带の市川沿岸の氾濫原地帯、つまり町内では七種川と市川の合流点下流の氾濫原にあたる可能性が高いという。小字が古代まで遡るかどうかは別途検証が必要であるが、七種川が屈曲している辺りに「野添」、西治側に「北野添」「下野添」、船津町の北辺にも市川沿いに「上野添」「下野添」の小字名が存在していることが注目される。また、河原沿いに「河原」小字は珍しくないものの、福岡町内の市川沿いで小字名「河原」がある地域としては西治と福岡新にかけての市川右岸に「下河原」「東河原」の小字名が存在することに注意しておきたい。

さて、風土記に議論を戻せば、多駝里の「八千軍野」は、前述のように禁野の一つをさす可能性もあるが、鎌谷木三次氏によれば、語源的に「ヤチ（谷間の湿地）クサ（草）ノ（野）」と解釈できるという。実際の地理的な景観を示すには適合的であるかもしれないが、ここでは、新羅の王子と伝わる「天日杵命の軍」が「八千」あったため八千軍野とする地名伝承に着目しておきたい。それは、この多駝里が渡来系氏族との関わりが強い地だからである。

多駝里条にみえる梗岡は、天日杵命と伊和大神が相争った際に、伊和大神の軍が集まって稲を舂いた糠が集まってできた丘であり、別名「城牟礼山」ともいうと伝える。また、応神天皇の頃に、渡来した百濟人が古代の山城を築き、その百濟人の子孫が川辺里の三宅人夜代たちであると伝えている。なお、神前評川辺里の三宅人荒人という人物によって俵が献上された荷札木簡が藤原京から出土していることから、風土記の伝承が単なる作り話だと捨て去ることはできないであろう。

さて、六、七世紀の頃、ヤマト王権が日本列島各地に設定した支配・経営のための拠点を「ミヤケ」という。『日本書紀』安閑天皇二年九月丙午条によれば、ミヤケ経営に関係する氏族として、桜井田部連・県犬養連・難波吉士が登場する。犬飼という地名が古代まで遡ることを証明しなければ断定はできないものの、古代の的部里に相当する香寺町に犬飼という地名が残っていることから、神崎郡域にもミヤケに奉仕するための番犬を飼育する犬養部の存在を想定することもできるだろう。

の狩猟伝承が記されている。勢賀の地名由来として、応神天皇がこの川岸の盆地で狩りをした際に、猪や鹿をたくさんここにセメ出して殺したので勢賀というところ。弓矢で獲物を射止めた場合は、その旨を明記しているの、ここでは獵犬による狩りもあつたと考えてよいだろう。犬養部の目的としては、獵犬ではなく番犬の飼育が有力視されているが、応神の獵犬伝承の分布から、両者は無関係ではないと考えられる。神前郡には、王が巡行する際に獵犬を提携しうる犬養部が存在していたのであろう。

もちろん風土記の記載をそのままの事実として神前郡に相当する地にミヤケがあつたと直ちに結論づけることはできないが、「宅田」（ミヤケの田）との関連が想定される市川町の屋形という地名や、香寺町の犬飼地名、ミヤケにちなむウチ名の三宅人の存在などから、川辺里条に見える応神天皇の獵犬伝承は、神前郡内にもある時期ミヤケがあつたことの反映を示しているとみてよいだろう。このように、福岡町域が含まれる神前郡は、ヤマト王権と古くから密接な関係を結んでいたといえるのである。

また播磨国風土記の神前郡川辺里勢賀川条には、応神天皇による猪鹿

おわりに

紙幅も尽きてきたため、これまでの考察を簡単にまとめおきたい。第一に、神前郡の地名由来となる神前山のある福崎町は、古代の神前郡にとって重要な地域であったこと。

第二に、古代の町域では、播磨国内最大の地域勢力である伊和大神を信仰する集団（市川右岸地域や多駝里南部）と、佐伯直氏など中央政治集団の支持を得た集団（市川左岸地域、望岡里・多駝里）が対峙していたこと。第三に、アメノヒボコを奉斎する集団（多駝里北部）や百済系渡来人勢力（多駝里南部、川辺里）も混在しており、ヤマト王権にとっても重要な拠点であったこと、がいえよう。これらの問題は、神前郡内（福崎町内）にとどまらず、宍禾や賀毛、飾磨などの隣接の諸郡との関連や中央の政治構図、東アジア全体の変動の中に古代の神前郡が位置していたことの証左である。

もし、拙稿を拝読いただき播磨国風土記に興味をお持ちになったら、町立図書館にある風土記の注釈書是非ご覧いただきたい。風土記本文と訓読、注釈のある秋本吉郎『日本古典文学大系2 風土記』（岩波書店、一九五八年）、植垣節也『新編

日本古典文学全集5 風土記』（小学館、一九九七年）や、現代語訳された吉野裕『東洋文庫 風土記』（平凡社、一九六九年）がお勧めである。テーマ別の解説としては、筆者自身もかかわっており手前味噌ではあるが、坂江渉編『風土記から見る古代の播磨』（神戸新聞総合出版センター、二〇〇七年）も播磨国風土記入門として工夫を凝らしている。また、柳田國男の弟である松岡静雄も『播磨風土記物語』（刀江書院、一九二七年）を記している。詳しく紹介できなかつたが、通泰の記述や関心の違いを比較してみるのも興味深いであろう。

「古代」は奈良や京都にのみあるのではない。当然のことながら、どの地域にも原始古代から現代にいたるまでの歴史が重層している。地域に残された長いスパンの歴史に関心を寄せることは、地域の一面的なイメージを打破する創造的な営みでもある。福崎には幸いなことに、風土記に登場する地名や景観がよく残り、身近なところにも古代が息づいている。地名や伝承、景観は貴重な文化財の一つである。これらが今後長く伝わっていくことを望まずにはいられない。このように播磨国風土記

に書き記された地名や伝承、景観は古代の福崎を知る上でのひとつの素材であるが、福崎の歴史を塗り替える大きな可能性をもつ魅力的な史料群でもある。風土記編纂から一三〇〇年という今年を機に、風土記に親しみ、町民の皆様とともに風土記を学びながら福崎の歴史を掘り起こす機会を今後とも作ることができれば幸いである。

【参考文献】

井上通泰の『播磨国風土記新考』（大岡山書店、一九三一年）、『福崎町史第一巻』（福崎町、一九九四年）、坂江渉編『風土記から見る古代の播磨』（神戸新聞総合出版センター、二〇〇七年）、鎌谷木三次『風土記を中心とする播磨国郷土誌の研究 神前郡の部』（二〇〇八年）、柳田國男『故郷七十年（新装版）』（神戸新聞総合出版センター、二〇一〇年、初出は一九五九年）、松下正和『『播磨国風土記』に見える古代の福崎』（『辻川界隈の地域歴史遺産掘り起こし及び三木家住宅の活用基本構想作成』神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、二〇一一年）、坂江渉『『播磨国風土記』神前郡条（冒頭部）』・高橋明裕『『播磨

国風土記』神崎郡高岡里条』・古市晃「神前山と坂戸の神」（『ふくさき再発見』歴史をたずねて）同センター、二〇一二年）、『播磨国風土記』いにしへの福崎地名探訪』（福崎町教育委員会、二〇一二年）

【謝辞】

本稿は、二〇一二年一月一日に、福崎町立神崎郡歴史民俗資料館連続講座④での講演「ふるさとの地名が語る古代の神崎郡」井上通泰の『播磨国風土記研究』をもとにしたものです。調査に際してご教示を賜った同館と柳田國男・松岡家記念館の学芸員の皆様にお礼申し上げます。



神前山山頂での風土記解説